

## 質問に対する回答

『「八王子市窓口キャッシュレス決済導入等業務委託」公募型プロポーザル募集要項 9. 質問・回答』により提出のあった質問と、その回答の一覧は次のとおりです。

No.	資料名称	該当箇所	内容	回答
1	様式2	—	複数社での共同提案の場合、各社毎に記入（入力）のうえで、代表事業者にてまとめて提出を行うこととなりますでしょうか。（＝代表事業者分のみを記載して提出する形ではないとの認識でよろしいでしょうか。）	お見込みのとおり、各社毎に記入（入力）し、代表事業者がとりまとめて提出してください。
2	様式3、 様式4、 様式5	—	正本のみ、当該書類の中に、提案事業者の社名・ロゴ・製品名等の固有名詞を記載することは可能でしょうか。また、副本は、社名・ロゴ・製品名等をマスキングして伏せる形でも問題ないでしょうか。	正本は、提案事業者の社名、ロゴ及び製品名等を記載してください。 また副本は、社名、ロゴ及び製品名を表示しないようにしてください。非表示の方法は、任意とします。
3	募集要項	2ページ 項番：6(6)	複数社での共同提案の場合は、全ての事業者が参加資格を満たす必要があるとのことですが、プレゼンテーションの際のみ、参加資格を一部満たしていない事業者も参加することは可能でしょうか。 ※例：A社・B社・C社で提案予定としており、A社・B社は参加資格を満たしているが、C社は一部満たしていない（八王子市競争入札参加資格登録業者ではない）ため、提案書類の作成はA社・B社・C社、応募はA社・B社、プレゼンテーションはA社・B社・C社で対応。C社は今後の契約・導入等において貴市のフロントには立たず、A社・B社の裏側で機器の手配や事前設定等のサポート業務を実施する立ち位置。	プレゼンテーションに参加できる者は、提案に対する責任等の観点から、「プロポーザル参加申込書（様式1）」に記載された代表事業者及び構成事業者のみとします。 なお、業務の全部又は主要な部分について第三者へ委任等を行わないよう留意してください（募集要項7.（5））。
4	仕様書	1ページ 項番：1.2(1)	決済端末等の所有権は、整備後も受託者が有するとの記載がありますが、どのような意図・想定のもとで記載されておりますでしょうか。	本委託は、単年度契約であることから他のサービスとの比較や実績等により年度更新を行わない可能性があります。その際、使用していた端末が不要となる可能性があるためです。
5	仕様書	6ページ 項番：3.1 4-4	当社で取扱可能な決済手段・ブランドは、加盟店契約は貴市と決済事業者間での直接契約となるものにおいても、精算は全て指定納付受託業務の対象（立替金の一括入金や決済手数料の請求書発行対応等）とすることができますが、指定納付受託業務の対象外とした方が良い理由等がありましたら、ご教示いただけますと幸いです。	市が独自に契約した決済サービス（ブランド）の指定納付受託については、市の事務効率や決済手数料等を勘案し、別途協議とするよう仕様書を変更します。
6	仕様書 別紙2	1ページ 項番：①-8	決済端末出力レシートの発行者名称は、適宜変更可能ですが、決済端末メーカーにて対応する形となります。発注者が管理画面等から登録する要件は必須となりますでしょうか。	決済端末出力レシートの発行者名称の変更を保守の範囲内とすることが可能である場合は、受注者の対応によることも認めるよう仕様書を変更します。 なお発行者名称の変更は、指定管理者の変更等により年間で数件生じる見込みです。